

〈論文〉

地図というフレーム

——パナマ東部先住民エンベラにおける
「新奇なもの」の経験——

近 藤 宏

I 本論の問いと観点

1. 新奇なものをもたらす状況の経験

本論では、今日の先住民がいかに彼らにとって新奇なものをもたらされる状況を経験しているのか、という問いのもと、パナマ東部先住民エンベラが経営する森林伐採事業を考察の対象とする。

この森林伐採事業は、先住民の領土における資源の持続可能な利用という開発政策のひとつで、その前提には境界画定を伴う領土に対する権利の承認がある。ラテンアメリカの低地地域の先住民を対象とする文化人類学的研究は、境界画定や資源利用の組織化が、具体的実践の水準では、先住民の在来的な生き方と一致しない部分があることを指摘している (García Hierro and Surallés 2005; Chaves 2010 など)。その新奇なものとは先住民に固有な在来のもものは、原理的な違いによって対置されることもあったが、近年では、先住民が新奇なものをいかに受け止め経験するのかが論じられている。例えばキリックは、権利承認に伴う境界画定は政治活動の目的ではなく、教育・保健等の面でより良い行政サービスを受給するための手段として受け止められ、境界線を管理維持する活動を先住民が組織する様子を (Killick 2008)、セピックは、持続可能な開発がもたらす新奇な機器や考え方に疎外を感じる条

件が生まれていることを、それぞれ記している (Cepick 2011)。

本論ではこの関心を引き継ぎ、新奇なものである森林伐採事業がつくる状況がいかに経験されるのかを、その新奇なものと在来のもののあいだに生じる力関係を通して描く。そこで、地図に注目したい。

2. 地図, 企業, エンパワメント

政治経済、社会的諸条件が大きく変動する時代に生きる現代の先住民にとっての地図の重要性は、土地に対する権利を明確にする役割にある。先住民の領土の地図製作を実践してきた地理学者のチャピンらによれば¹⁾、北米では1960年代から、南米やアジア、アフリカでは1990年代から権利付与と結びついた地図製作活動が行われてきた。後者は生物多様性などの文脈とも結び付き、先住民の諸権利の承認を導き、それを強化してきた (Chapin, Lamb and Threlkeld 2005)。先住民にとって地図製作がエンパワメントとなることもあるにせよ、地図一般は、多様な権力作用を呼び込むことがある。特定の範囲を表象する地図は、全く異なる社会的脈絡にその空間を位置付けることを、そしてその空間にはいない人物が計画を立案することを可能にするからである (Kitchin, Perkins and Dodge 2009: 15)。つまり地図製作は、先住民とその領土を多様な権力作用のなかに位置付ける。権利承認の面ではその可能性から先住民のエンパワメントに対してポジティブな効果・帰結が生まれているが、ほかの活動ではどうなのか。とりわけ、土地の権利承認に続く資源利用の文脈ではいかなる状況が生じているのかを問う余地は残されている。

さて先住民企業は、エンパワメントの点で重要性が語られてきた構想である。シェルトン・デイヴィスは1990年代からの先住民貧困削減の国際的動向を考察したうえで、これからは先住民の起業能力と競争力の向上が重要になると述べている (Davis 2002)。またペレドらは、先住民の経済開発について、直接的支援に代わる先住民自身の企業活動支援がその第二の波になると評価している (Peredo et al. 2004)。そのような先住民企業の特徴をバー

クスらは、「土地との「特別な関係」、そしてその土地の資源へのアクセスと利用が、エスニックな起業と対置されるものとしての先住民による起業を規定する特徴」であろうと評している (Berkes and Adhikari 2006: 672)。つまり先住民的企業活動とは、資源へのアクセスというかたちをとる土地との関係性に基づく経済活動である。そして土地や領土に関わる開発の実施には、地図製作は不可欠である。エンパワーメントが期待される企業化と多様な権力作用との接点を生む地図が交差するところに位置する森林伐出事業は、エンパワーメントを含む権力作用を通して、どのような力や能力の配分を生んでいるのか。地図に注目すると、前節の問いは、このように変わる。

3. 地図とフレーム

能力の配分を生む権力作用の記述・考察と地図の考察を結びつけるために、人類学者や地理学者による地図論を参考にしたい。それらの批判的考察は、地図が自ら表象する空間のありようを規定するフレームであることを示している。文化人類学者のインゴルドは刊行された地図の特徴を、道案内のために記されるような略図と対比し、次のように記す。

略図は枠や境界に囲まれていないこと…が多い。…重要なのはラインであって、ラインを取り巻く空間ではない。(中略) 地図には常に、地図が表示を引き受ける空間を、地図が関与しない外側から区別する境界線が引かれている。(インゴルド 2015: 137)

インゴルドは略図の「ライン」は実在の空間で起きる運動の軌跡を手ぶりによって繰り返したもので、その軌跡の延長にあると考える。それに対置される地図は、実在の空間を表象するがそこに身を置いた運動のラインから切り離されている。つまり地図は、ある空間を動きに欠けるものとして表象する。空間に関する描線にこの違いを生むのが、内と外を分ける枠線である。地図の枠線の内部に描かれているものについて、ベイトソンは、「フィル

ターに掛けられた」表象、(海拔高度、植生、人口構造などの) 処理された「差異」だと端的にまとめている(ベイトソン 2000: 600, 604-606)。その差異の選別を、「クラス分け」ともベイトソンは述べるが、それにはメッセージの意味を定める別の階梯にあるメタ・メッセージ、つまりフレームの働きがある。つまり、地図は枠線の内部に描かれる線や差異だけでなく、それらとは別の水準に位置するフレームの働きによって成立している。

表象する空間を縁どる地図の枠線は、その内部に記された情報のフレームを可視化しているが、地図に備わるフレームとは、内部の情報にとってのそれだけなのだろうか。地図には表象される空間にとってのフレームも付随しているのではないか。キチンらは、空間そのものに対するフレームとなる地図の働きを「提案としての地図」という表現で述べている。地図にはその空間があるべき状態を伝える「メッセージ」機能が織り込まれる。というのも地図は、枠線とその内部の線に加え、枠線の周囲に記されるマークなどによっても構成されるために、それらのマークに刻印された権力の働きを呼び込み、その空間の「行為の基準としての意味の構築」を遂行するからである(Kitchin, Perkins and Dodge 2009: 14)。この意味で地図は世界を表すだけでなく制作する。というのがキチンらの議論である。一見奇妙に思われる言い回しだが、先住民の領土を表す地図製作には、まさにその働きが期待されている。

そしてこの点は、開発計画に用いられる地図にも通じる(Rochelleau 2005)。なぜならそうした地図は、これからなされることや実現されるべき状態を表象するだけでなく、その制作そのものが計画の一部であるからである。つまりそうした地図が制作されると、ある環境下でありうる活動、環境のなかで人がなしうることの幅が定められるのである。これらの議論から、能力の配分を導く権力装置としての地図の性格が導かれる。地図は、その枠線によって外と内を定め、そして内部の可能性やそこでできること(能力の配分)を定めている。こうした働きを生むものを、本論ではフレームと呼ぶ。

II 対象の脈絡

本論の対象は、先住民エンベラが運営する共同体森林企業（Empresa Forestal Comunitaria 以下、EFC）のひとつ、Y社である。Y社はエンベラ＝ウォウナン特別区（Comarca Emberá＝Wounaan 以下 E-W 特別区）のA地区を流れるAA川の支流のひとつ、BB川流域の諸集落を基盤に、2000年代中ごろから活動を始めている。その活動の記述に先立ち、関連する4つの文脈を簡潔にまとめておきたい。

1. エンベラと特別区

ひとつめは、特別区制度である。特別区は、先住民に土地に対する集会的な権利を承認するパナマ特有の行政制度であり、先住民自身を構成員とする組織が地方行政機構となる地区のことである。特別区として制定された地域には、土地に対する集団的権利が認められる。

各特別区は個別の法文によって設置されるが、それぞれの特別区法は各特別区の運営細目を定める条例、カルタ・オルガニカによって補完される。複数の集落を包摂する地域をひとつの行政地域として定める特別区の運営手続きも、こうして公的に定められる。エンベラの場合はその設置に伴い、従来にはない規模の政治的組織が地方行政機構として組織されることになった。1983年に制定されたE-W特別区は行政区分上、県と同等の地位にある²⁾。

E-W特別区は地理的には2つに分かれる。AA川流域の地区とCC川流域の地区であり、それぞれには10以上の集落がある。特別区全体を統括するのは総評議会だが、それぞれの区には地区議会、各集落には村落議会が設置される。

特別区には、ほかの行政区と区別するための境界がある。この境界は先の1983年の法文で画定されているが、それ以前には明確な仕方で存在しないものだった。また、集落間の境界に関する条項は、同法文には存在しない。なぜなら集落ごとの領土を定める境界線はそもそもエンベラの社会生活において想定されてこなかったからである。

2. パナマにおける先住民企業

2010年から、パナマ通商産業省は「先住民企業開発計画（El Programa para el Desarrollo Empresarial Indígena, PRODEI）」を4年間実施した。計画名が示す通り、先住民による企業経営を支援する経済開発で、既に組織化されている団体（企業あるいは組合）に対する指導・助言、初期設備の経済的支援などを目的にしていた。この計画を通じて3つの特別区内に位置する計14の団体が支援を受けている³⁾。支援を受けた団体のうち、エンベラ以外の特別区の団体は全て組合であるが、エンベラの7団体のうち5つは企業で、いずれもが木材分野の企業である。

この政策よりも早い段階からエンベラのもとでは企業設立につながる動向が見られた。端緒となったのは、環境NGOの協力のもと2000年代から進められた森林伐採の組織化である。E-W特別区のうちA地区に位置する企業は2000年代から活動を始めている。

3. 領土調整（Ordenamiento Territorial）

Y社の活動は、領土調整という政策を前提にしている。これはラテンアメリカ諸国に広く見られるもので、ベウフはこの政策枠組を、ある範囲における場所や人のありかたを定める国家の権力作用として位置づけている（Beuf 2017）。必ずしも先住民だけを対象にするものではないが、結果的に先住民の生活領域が対象になることは珍しくはない。

パナマでは2003年から全国規模で土地・資源利用を含む環境諸政策の方針を確立する計画（Plan Indicativo General de Ordenamiento Territorial）が、環境庁の主導のもとで進められ、多様な自然科学の観点から地域の特徴が評価され、その情報は地図として編纂された。

パナマ共和国東部に位置するダリエンではそれに先立ち、1999年に同じ取り組みが行われた。いくつかの地図が製作されそれらを統合したうえで、行政区分とは異なるゾーニングがなされている。保全地域が確定され、それ以外の人為的活動が顕著な場所を6つの地域に区分する地図が作成された。

それ以降の政策決定の際に考慮すべき自然環境の情報を織り込んだうえで、可能な活動に応じてその地域を区分する地図である。

これら情報に基づいて、2008年には全国森林開発計画書が刊行されている。同文書では先の領土調整の意義が明示され、E-W 特別区も含むダリエンの位置づけが暗示されている。

ダリエンとバヤノ盆地の調整という方策をとった目的のひとつには、この地域にある生産林⁴⁾を地図学の観点から同定することがあった。……ダリエンとパナマの両県ではあわせて、およそ 210,000 ha が生産林として分類され登録されている〔引用者注：全国でおおよそ 350,000 ha〕。現状では、このうち伐採の対象になっているのは、22,000 ha だけである (ANAM 2008: 15)。

E-W 特別区の A 地区では、ダリエン全体の領土調整とは別に、2000 年代に独自の領土調整が進められた。環境庁のほか、経済金融省によるダリエン計画と特別区の評議会がその報告書に署名している。3つほどあるシナリオのいずれもが、家庭利用、森林伐採用、保全用の3つに森を相互排他的に区分けすることを提案しており、それぞれにその地区内の3~9%、43~51%、43~49%の土地が割りあてられている。A 地区内の河川周囲と上流域は保全し、集落の周辺は農業用地 (焼畑耕作や果樹の植樹) となることの多い家庭利用地とされ、森林伐採用地とされるのは集落からやや距離はあるが集落のない上流部ほど離れていない場所である。このように可能な利用の仕方に応じて A 地区を分ける構想は、地図によって具体的になった。この地図によって、BB 川流域は A 地区内のひとつの開発単位として定められ、その内部は用地ごとに分割された。

4. EFC (共同体森林企業)

Y 社は EFC のひとつである。この開発政策は国際林業経済のなかで、こ

れからさらに重要になるとして期待されている（ITTO 2007 など）。いくつかの議論によれば、その系譜は1980年代のメキシコにおける林業経済にまで辿ることができる（Antinori and Barton Bray 2005; Merino Pérez and Segura-Warnholtz 2007）。要点は資源利用の分権化にあり、地域コミュニティにその資源運用主体の役割を任せることにある。そのための能力開発、法や経済網の整備などが進められる。

領域内の森林を伐採以外にも多角的に利用するその方針は森林運営（*manejo forestal*）と呼ばれる。旧来の森林伐採手法であるコンセッション（伐出企業に操業権を譲渡してなされる木材伐出）とは異なり、地域コミュニティを主体にすることで多角的資源利用を実現しようというその可能性によって評価されている（ITTO 2007 など）。

従来のコンセッションのように区画内の木材用樹木を一定期間に伐出しきるのとは異なり、この方針は森林伐採に持続可能性を与える。その性格は、伐出活動は政府機関の認可-監査制度による統制の対象になることで強化されるが、認可を受けるために必要なのが搬出されてゆく樹の身元を示す情報である。これは計画関連書類（立案書、報告書）に記されるが、地図というかたちでも編纂される。

Ⅲ Y社について

ここから筆者による現地調査を基に、Y社の活動について具体的に考察を進めたい。なおY社の活動については、2014年8月からコンタクトを取り、BB川流域集落C村やB村での住民への聞き取りをはじめた。その後、2015年8月、2017年2～3月に現地調査をしている。

1. Y社の活動概要

Y社の商品は、一次林から伐出される丸木である。長年のあいだそこにあった物質が近年はじめて商品化されるのも、それら運び出す重機をもつ別の事業主と契約関係が結べるようになったためである。伐採区画からの搬

出は、丸木を購入する業者（以下、伐出業者）が担当するため、それらに必要な機材の手配と運用も同じ伐出業者が行う。Y社はこれら重機を持たず、それらを運転・整備する技能のある人材もいない。

Y社が伐出時に担当するのは、伐出する樹の特定、樹の丸木への加工、丸木までの重機の案内といった作業である。伐出作業は別の業者とともに進められるもので、Y社の側からはそれほど多くの人材を必要としない。2017年の伐出事業の場合、雇用されていたのは5人程度であった。

パナマ国内におけるEFCの事業では、各年の伐採活動は25年周期の全体計画の一部になる。Y社の場合、BB川流域の約27,000haのうち、家庭利用地、保全用地を除いた18,000haが計画地である。面積の観点から25等分された約730haの伐採区画のひとつが、各年の伐採事業地となる。流域を25の区画に分ける線の設定が、持続可能性を生む。

この重要な線は、企業設立にあたって環境省から認可を受けた計画全体の環境アセスメントによって定められている。この全体計画を前提にする各区画での伐採についても、より詳細な立案が実施に際して環境省から求められる。伐出計画には種ごとに、また、全体量としても量的制限が課されており、立案に際してその条件を満たすように、森から運び出す個体と森に残す個体の双方を特定することが求められている。

2. Y社の地図

前述のように、認可は二重になされ、それぞれには地図製作が伴う。全体計画の環境アセスメントでは25の伐採区画を定める地図が、各年の伐採活動の認可申請では、取引用センサス（censo comercial）に基づく地図が、それぞれ製作される（写真1参照）。取引用センサスは区画内にあるすべての樹木の数、種、大きさ、位置を同定し、それらをリストにしたうえで、個体ごとに識別番号を付与する情報製作作業で、認可を申請する事業主が行わなければならない。リストにのる個体は、伐出用・保存用・親木用に分類され、伐出用識別番号の付された個体だけがその対象となる。検問を通過する

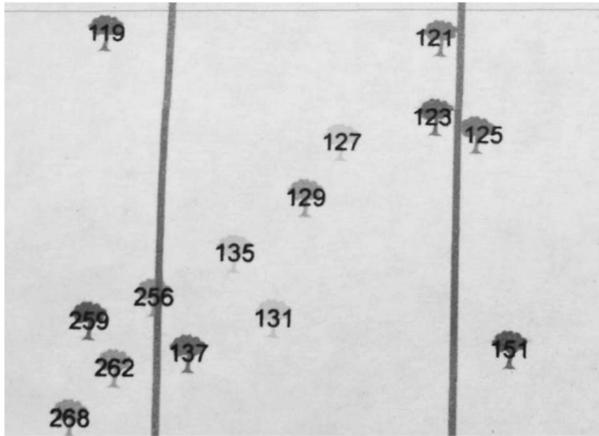


写真 1 取引センサスにより製作される地図の一部。色で樹種が、数字で同一樹種の個体ナンバーが記される。樹木の位置特定のために伐採区画は横幅 100 m ごとに分割され、各ブロックがナンバリングされる。縦線はその区分を表象する（筆者撮影 2017 年 3 月。トリミング加工をしている）。

際にその識別番号のない樹があつたり申請された量を超えたりすると、違反とみなされ処罰の対象になる。この計画書の作成には一定程度の情報処理技術を要するため、森林工学者（ingeniero forestal）の資格をもつ人物がその責任者となる。各年の事業ごとに Y 社と契約するこの専門家が、取引用センサスのための調査を指揮する。その方法は環境省によって定められているが、樹の分布と樹種の同定をする方法は地図製作に直結する。無数の多様な樹がある空間で同定作業を進めるために、伐出対象区域は幅 100 m ごとに分けられ、「列（faja）」と呼ばれる各区分には通し番号が付される。この番号は樹木の同定番号の一部になる（写真 1 参照）。「列」は通常、地図の縦横方向のいずれかに平行に配置される。各「列」を端から端にまっすぐ歩き、視認した樹木を同定する作業を、第 1 列から最終列まで反復するのが取引用センサスで、国家による認可のための画一化された手法、すなわち状況に応じた可塑性のない方法である。そうした手法に沿って特定の空間を伐出作業のための場として設定してゆくのが、事業の根幹をなす取引用センサスであ

り、森林工学者は個別の場所を標準型に変えるタイプの知によって人を導く専門家である。

取引用センサスのための現地調査は、およそ10日から2週間かけて行われる。10名程度が雇用され、彼らが収集する情報を後に森林工学者がパソコンで処理し、地図とリストを含んだ書類を作成する。作成された計画書をもとに事業主であるY社の執行部は環境省に許可申請を提出するが、膨大だが重複部分も多いその書類を、執行部以外の住民が手にとることはほとんどない。

3. Y社内の軋轢とコミュニティという枠組

EFCであるY社は、会社の利益をコミュニティに還元しなければならない。だが、コミュニティへの貢献を実現する条件は、雇用面でも利益配当でも整備されていない。また、コミュニティの人が関与する余地のないペーパーワークが具体的な活動を左右する。結果的に、執行部以外の人には執行部こそがY社であると考えようになり、利益をもたらないその活動に批判や反対を表明している。

その批判や不満の要因は、共有状態にある森林資源を売却しているにもかかわらず、共有可能な収益が生み出されないことにある。実際に2015年の伐出事業は一切利益を生まず、売上金のほぼすべてが人件費を含む経費によって相殺された。そのような状況でコミュニティに何かを還元するために、例えば2015年の場合、Y社は、伐出区画に残る丸木の一部を加工した建築材を、伐出区画のそばに住むC村の住人に贈呈した。しかしながらこれは苦肉の策ともいうべき措置で、むしろ反発を呼んだ。その配分が、低収益を証明していたからである。

ところが活動の根幹に向けられるかのような批判は、森林伐出活動そのものに対する組織的反対にはつながっていない。執行部と人びとの軋轢は、むしろ、BB川流域諸集落間の対立となっている。集落間関係がそこで前景化する理由には、Y社のこれまでの活動経緯がある。2015年までにY社が実

施した5回の伐出のうち、4回がC村の周囲にある区画で実施された。伐出活動をBB川流域で始める際、最初の執行部を務めたのがC村の村長と助役であったため、Y社はC村に事務所を構えている。執行部はほかの集落からも選出されるものの、結果的に活動の主要な役割を担ってきたのは、C村の関係者である。

2015年の伐採後の集会にて執行部を強く批判していた人物は、BB川上流側でC村に隣りあうD村と、下流側でC村に隣りあうB村の村長だった。彼らは同じ理由でY社を批判していた。Y社の問題点は、BB川の名のもとにC村関係者だけが中心的役割を担う活動を進めることにあった。2015年の報告会に先立つ期間では、2016年度の伐採区画候補としてB村に隣接する区画が挙げられていたのだが、B村の村長はこれからの活動がB村ではなくY社だけに利益をもたらしかねないという危惧から、彼の弟らとともに、B村独自の森林伐出活動を組織することを画策していた。一方で、D村の長はすでに起きたことを問題にした。D村は、2015年の伐出作業の一部を停止させたのだが、その背景にはY社の活動には盗みに通じる面があるという判断があった。その年の伐出区画の一部にはD村の領土が含まれており、そこから木材が切り出されたことを改めて批判していたのである。

BB川流域諸集落でC村は突出した立場にある。初期にはC村出身の都市生活者が補佐役となり、支援するNGOとの仲立ちもしていた。しかし次節から見てゆくように、この相対的優位性はその意味を失うような別の非対称的關係が、森林伐採事業の生む状況に形成されている。

EFCの議論では、活動主体となる人びとの集まり、つまり「コミュニティ」が一枚岩ではないことが繰り返し強調される(Sundberg 2003; Larson et al. 2008)。これはすなわちEFCの枠組では、活動に対する批判や疑念の表明は、組織された集団の内的な派閥・党派的立場ゆえの軋轢として想定されている、ということである。その議論を実演するかのように、Y社の活動をめぐる批判は内的対立となり、活動自体の問い直しにはなっていない。そしてこれから見るように、内部からそうした問い直しをするのが困難となる

状況は、地図がもたらすフレームの働きから生じている。

IV 2つの境界線

ここからは、2017年2月の伐出活動時に顕在化したC村とD村のあいだの論争に焦点をあてる。ただそれに先立ちこの節では、その論争以前に両村落のあいだに引かれた、2つの異なる境界線に注目したい。引かれた順序をもとにここではそれぞれを、境界線1、境界線2と呼ぶが、これらは様々な点で対照的である。

1. 境界線1

C村とD村の対立を前景化させた2015年の伐出事業は、C村の居住者と伐出業者を主な働き手に、C村に近い方からD村のある上流に向かって進められていった。しかし全体の3/4を超えたあたりで、区画からの伐出は中止された。D村は、伐出区画にはD村の領土が一部含まれており、そこからY社が樹を百本ほど伐出していることを非難し、そしてさらなる伐出は認めない旨を通告した。Y社の執行部はD村と協議をし、主張を受け入れ弁済を約束した。乾期の終わりが近く、自然条件ゆえに伐出の継続が難しい状況も考慮した判断であった。

2015年の伐採区画跡地には幹に「D管轄区域 (jurisdicción de D)」と銘記された樹木が散見される地帯がある。その場を案内してくれたC村在住の伐採職人のファクンド(仮名)によれば、これらの樹はD村の領土の境界線の目印である。その境界線は、BB川と直交する直線として想像されており、上流側がD村に属する領土であるというのがD村の人びとの主張であった。樹木に彫られたその文字は新しく思われたのでファクンドにいつこれらの目印がつくられたのかを尋ねると、伐採が進行している最中のことであったという⁵⁾。その境界線(以下、境界線1)は、伐採区画が環境アセスメントによって定められてからおよそ10年後、計画の実現に際して森のなかに新たに引かれたのである。

しかしその境界線はゼロから発明され、根拠をもたずに主張されたものではなかった。ファクンドによれば、C村とD村のあいだには、全く別の意味を持つ境界が定められており、D村の人びとはそれをこの機会に「流用した」。それは、BB川流域全体の諸集落の共有財といえるBB川の管理と関係していた。これら集落にとってBB川は重要な移動経路であり、大雨の後には川を塞ぐ大木を除去しなければならない。河川管理の負担を分け合うための責任区画を定めるために、河川の上に、その境界は設定されていた。河川の上下方向を前提に、流域は分割されていたのである。そこから川に直交する直線として森にまで延長されると、その作用は変わった。負担を共有するための線から樹木の所有権を排他的に定める線となったのである。

2. 境界線2

2015年の伐出では計画に対する反発がD村から明確に表明された。そうした状況で、消極的理由から、Y社はC村とD村のあいだに位置する区画を2017年の伐出区画に定めた。その区画では、数年前に一度取引センサスが行われていたものの、それには不備が多く、NGOからの助言によって環境省への申請を控えていた。しかしY社は経営状態が非常に悪く新たな取引センサスをゼロから行う余裕もないために、そのセンサスを整備し再利用する以外の方法がとれなかったのである。

しかしD村からは依然として強い反発があったため、Y社の執行部は伐出計画を内的に2つに分けた。これまでの執行部のほかに、D村で組織された執行部が、独自採算で伐出計画の一部を担当するのを認めた。こうして2017年の伐出では、1つの区画が2つの事業主のために分割されることになった。つまり、流域全体を基盤にする活動のなかに、集落を基盤にする経済主体が新たに形成されたということである。

しかしこれは、あくまで「内的区分」であることをY社の執行部は強調していた。環境省からの認可は1つであり、契約する伐出業者も同じである。「コミュニティ」を「内的に」分化するのを可能にした線（境界線2）

は、境界線 1 とは全く異なるテクノロジーによって、全く異なる平面に引かれている。その線が現れるのは、当該年度の伐出申請書類セットに組み込まれた、伐出区画を表象する地図上のことである。C 村と D 村の事前合意に基づいて、森林工学者が計画地の面積をおおよそ二分するところにその線を定めたのだった。境界線 2 は GPS 機器などを用いて現実を情報に翻訳したうえで初めて引くところが定められる、日常的な森林利用によって描かれることのない線である。

境界線 1 と境界線 2 はともに 2 つの村落の領土の境界を記している。だが、それが引かれる場所、線を引く主体、計画との関係、日常的経験との関係という点で対照的である。前者は実在の空間のなかに、後者は計画の地図上に引かれている。森に線を引いたのはエンペラの人びとで、地図に線を引いたのは森林工学者である。前者は森での暮らしの延長上にあり、後者はそれとは無関係な計算によって引かれている。そして境界線 1 は計画を止めるもので、境界線 2 は計画を再起動させるものだった。地図の内側に引かれた線は、計画への反対を内的対立に変えることを可能にしたのである。

V フレームとしての地図

1. 境界線 3

ここから、2017 年の伐採期間に見られた C 村と D 村の事業主体としての境界線をめぐる別の論争に注目する。それは、境界線 2 への異議申し立てとして理解できる新たな線が引かれたことから始まった。

伐採期間中、C 村の人びとは、D 村が C 村よりも数多くの樹を切り倒している、という話を誰ともなく口にしていた。その話は、D 村は区画の境界を越えて C 村の側で伐採を行っているというかたちに変わっていった。その真偽を確かめるべく、C 村の側の執行部は、GPS 機器を操作できる男性に、C 村の領土内で自分たちがまだ伐出に着手していない場所を確認させた（私もそれに同行した）。すると、C 村の領域内のうち C 側が未着手の範囲の一部で 20 以上の樹木がすでに切り倒されているのを半日のうちに発見できた。

事態を確認したC村の執行部のウイリ（仮名）は、D村執行部の意見を伺うためにD村に赴いた。するとD村の側は、BB川の水流から離れたところに位置するDD川とBB川を結んだ直線の上流側がD村に属する領土であると主張したのである。D村の主張する線では、2017年の伐採区画の3/5以上はD村に属することになる。

線をそこに引くD村執行部の主張は、森の利用経験に基づいていた。D村住民はDD川まで頻繁に狩猟や魚とりなどに赴いており、そこに通ずる小径をいくつも開き維持してきた。人びとは森を歩く際に、黄道や河川の流れ、森の中の様々な場所やそれをつなぐ小径などを相関させながら、自分の居場所と森の中の特定の位置を直線でつなぎ進行方向を定めている。つまり、ちょうどインゴルドの言う略図を頭の中に描きながら、森を歩いているということである。DD川は、BB川左岸の重要なランドマークなので、そこに至る道筋は経験的に繰り返し引かれてきた。D村執行部はそうにして伐採活動が進む方向も定め、作業を指揮していた。つまり日常的移動によって描かれるその線を、各事業主の領土を分ける線（以下、境界線3）として位置付け直していたのである。

そうした主張をするD村執行部に対して、ウイリと森林工学者は地図をもって話し合ったが、その日、合意に至ることはできなかった。そして集落ではなく「現場 [=実際の伐採区画のなかでも境界線が近いところ]」で話をする必要があるというD村の主張を受け入れ、翌日に伐採区画で話し合いが持たれることになった。

結論を先取りすれば、結局のところ境界線3は計画に対して無意味な線であることが確認され、従来の境界線2による区分に応じて伐出作業は継続されることになった。つまり「どこに境界線があるのか」を問い直すという点では、D村の主張は有効ではなかった。しかし、その論争の細部、すなわち主張の仕方やC村の人びとの反応には、地図に表象される空間かそれが引きつれているフレームによって規定されているのを見て取ることができる。

2. 境界線 3 → 境界線 2.1

さて境界線 3 は、境界線 1 と同じように、地図に表象される以前からその場で暮らす経験を根拠に描かれる線を引き継ぐようにして引かれている。しかし、エンベラの経験的世界に裏打ちされているはずのその線は、地図のフレームの内部では不当なものとして扱われることになった。そうした地点に至る話し合いは、「いかに線を引くのか」を論点の一部に進んだのだった。

ウイリが D 村を訪れた翌日、C 村と D 村の住民有志が伐採区画にある木材集積所で会した。森林工学者もそれに参加し、製作した地図は話し合いの中心にあった大きな丸木に掲示されていた（写真 2 参照）。そのような状況で進められた議論では、D 村の境界線の引き方は「伝統的なやり方」と形容されていた。これに対置されるのが、GPS を用いて線を定める手法、地図で表現される線の引き方である。D 村執行部は自らの主張する線が GPS 情報と対応するかどうかは確認できていないことを認めていた。地図の表象する空間と現実空間を結ぶその機器を、D 村の人びとは十分に操作することが

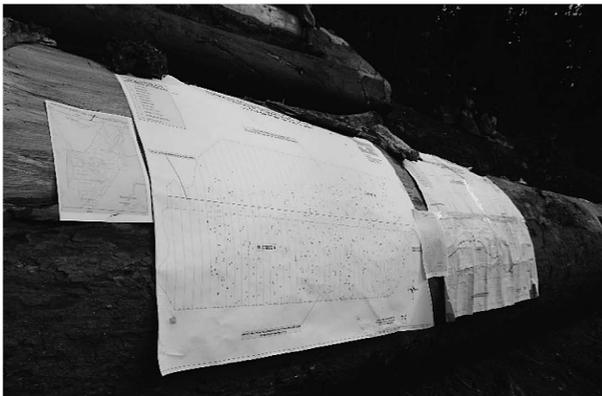


写真 2 話し合いのために掲示された地図。大きな地図は各年伐採計画用地の地図で、写真 1 はその一部である。小さな地図は全体計画を表す地図だが、これはウイリの要請を受けて筆者がデジタルカメラで撮影した画像データを印刷したものである。Y 社はそのデータを所持していなかった。またサイズが小さいのは、Y 社の所有するプリンターの出力能力のためである（筆者撮影 2017 年 3 月。トリミング加工をしている）。

できていなかった。

その結果、地図上にある境界線に従い事業は継続されることになったのだが、この論争は、境界線がどこにあるのかを確認するという点に着地はしなかった。境界線2の正当性が確認された後、D村とC村の双方から、ある活動の必要性が訴えられたのである。それは、地図上に表現された境界線に沿って森のなかに小径を開くことだった。森には実在しない境界線が2つの事業主のあいだに無用な誤解や軋轢を生んできたのだから、それを解消するために1 km以上に及びいくつかの尾根線を横切るその直線を実在するものに変えなければならないというわけである。さらにD村の執行部の男性の一人は、印刷された地図について「こんなものはもう見たくないから閉じろ」と言い放ち、去っていった。また別の男性は、GPSに対する不信感を口にした。そもそもわざわざ境界線3に近い場所を話し合いの場を選んだという事実には、地図ではなく実在の空間こそを根拠にしようという価値判断が垣間見える。

こうした人びとのふるまいは、明らかに、GPSや地図が彼らの経験と結びついていないことを示している。同じことは、この話し合いの前日にC村で見られた次の出来事にも確認できる。

話し合いの前日、ウイリがD村からC村に戻ると、C村に居住する伐採事業の労働者や関心のある数名に向けて、問題を解説し始めた。ウイリは、D村執行部の主張は彼らの悪意などによるものではなく、地図にだけ銘記されている境界線と現実の対応を見誤っていることに由来するものだと捉え、そのように仲間に説明していた。日常生活における方向感覚と、地図上に記される線の方向が一致していない、ということである（写真3参照）。

伐採区画は平行する部分の多い2つの辺を含むかたちをしており、台形に近い。その上底と下底に平行して境界線2は引かれている。これら3つの平行線は、地図の印刷された紙面の左右線とも平行しており上下線と直交している（地図の上下左右の方向は文字の天地に対応しており、そのまま紙面の縦横に対応している）。しかしこの地図上の上下線を、河川の上下方向に対



写真3 D村による線3の引き方をC村の住民に告げるウイリ。地図上に斜めに置かれた棒が、ここでは線3を表象している（筆者撮影 2017年3月。トリミング加工をしている）。

応させてしまうと取り違えが生じる。日常的な河川の上下の方向感覚と地図上の線の方向を対応させるには、地図を右肩下がりに傾けなければならない。なぜなら、河川の上下の向きは南北の軸を上下にする向きから、5分ほどずれているからである（写真3、図1参照）。

地図が表象する空間に身を置く者にとって、その描線が現実を表象するには、地図と現実空間の方向が対応していなければならない。ウイリがそのような地図利用の基本事項を仲間に改めて説明したのは、彼らに対しても地図の線を現実空間に落とし込む仕方を説明するためだった。彼らが、伐出活動において指定された樹木を見つけた際や、丸木のあるところに重機を案内する際に、地図を用いることはない。つまり伐出作業をしても、GPSや地図、パソコンなどの装置によってのみ引かれた境界線が森のどこにあるのか、どこからどの方向に引かれているのかを経験的には知りえなかったのである⁶⁾。つまり、境界線2から人びとは疎外された状態にあった。その一方で地図の方向感覚は、「列」にも方向性を与えるように、伐出活動の基本的なフレームの一部で、境界線2もその方向感覚を引き受けている。

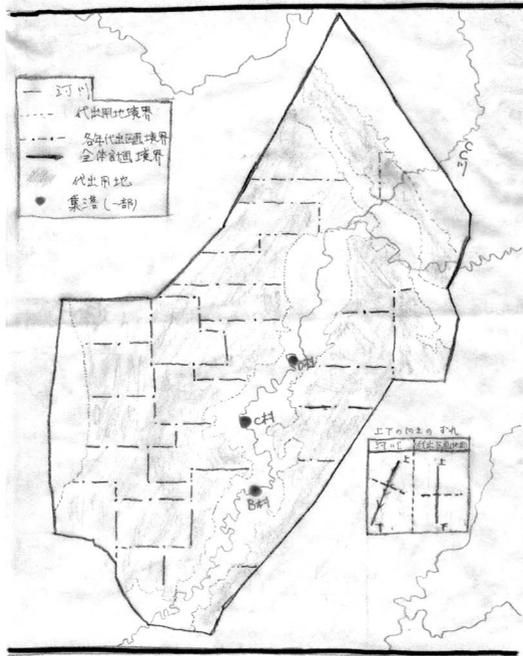


図1 Y社事務所に掲示されていた取引用センサス地図に付随していた、全体計画用地を表す地図に基づく図。匿名性を保持するために地名・位置情報・一部の集落等を隠し、トレーシングペーパーを用いてそのほかの線を転写した。現物では伐出用地境界と各年伐出区画境界は同じ線によって描かれているが、伐出用地とそのほかの用地が彩色によって差異化されているため、意味の異なる違う線であることがわかるようになっている。また全体計画の内と外が、彩色の有無によって差異化されている。この図で、「一・一」によって表示される線が、各年伐出計画の取引用センサスで製作される地図(写真1の全体)の枠線となる(筆者作成)。

であるからこそ、境界線2を森のなかに実在させることに人びとはこだわった。境界線2を境界線1のように引き直すその線(以下、境界線2.1)は、専門的装置である地図とGPSを通してのみ引かれていた境界線2を経験可能なものに変え、専門的装置に独占されるその線を共有可能なものに変える。地図上の境界線を正当なものとして受け入れたからといって、人びと

はその装置に全てを委ねたわけではなかった。むしろ起きていたのは正反対のことである。別の仕方で同じ線を引くというこの作業は、計画の遂行にあたってはその効率に悪影響を及ぼすが、線を引くことができる力を自分たちのものにする作業でもあったのである。

人類学者のアグラワルは、住民参加型環境保全政策を記述・考察するため、フーコーの「統治性」概念を手掛かりに、「環境-統治性」という概念を示した。プロジェクトを通して実践する者が、計画が求める主体になっていく様相を捉えるものである (Agrawal 2005)。この議論に対し先述の人類学者セベックは、疎外状態にある人物像が住民参加型環境保全政策に認められると論じている。セベックは「統治性」概念を用いる際にフーコーの言う「導き方を導く」という点を重視し、計画の定める「導き方」に従うほかない人びとの姿を描いた (Ceppek 2011)。このいずれの形象も、境界線 2.1 を引く限りでのエンベラには当てはまらない。計画が導くようにふるまうのでもなければ疎外され続けるのでもないようにとその線を引き、経験と計画を結んでいるからである。

しかしながら作業効率からの逸脱的抵抗も、地図に伴い導入されるフレームの外へ逸脱する道を開くことはない。むしろ地図の方向感覚に導かれる点には、フレームの働きを見て取ることができる。

3. 開発プロジェクトと境界線

境界線 2.1 を引くことは、線を引く方法の問い直しである。そこには、誰に線を引く能力があるのかの問い直しが含まれる。ところがある種の疎外状態を脱するためのふるまいによってなされたのは、既に別の誰かが定めた線と同じ場所に線を引きなおすことだけだった。つまり日常経験に基づいて、線を引く場所を定める能力の配分を変えることはできなかった。ここには地図が導入するフレームの働きを見て取ることができるが、では、なぜそうなるのか。同じようにエンベラの経験的世界に根ざす境界線 3 が境界線 2.1 よりも妥当性がない理由を通して、この点を考えてみたい。

その手掛かりになるのが、話し合いにおいてD村執行部から表明された次の見立てである。D村執行部によれば境界線3は、Y社の計画に先立つ別の開発プロジェクトで制定されていた線をなぞるものであった。こう発言したのは「D村の主張する管轄区域を定める境界線が、公的な機関によって確定されたという事実はない」という森林工学者の見解に反論するためのものだった（森林工学者はこの集会に先立って集落の境界が定められているかどうか、法令を調査している）。法令にはないが、ある開発プロジェクトによって集落管轄区域が設定されたことがあるというのが、D村執行部の主張だった。

即興的発明に思われるかもしれないこの発言にも根拠があり、彼が参照するプロジェクトは確かに存在していた。にもかかわらず、この主張は同じプロジェクトに参加していたC村の村長の発言によって覆された。「その計画は確かに存在したが、何かを完遂することはなかった」からである。D村執行部はこれに反論できず、結局、「管轄区域を定める境界線」についてさらに論じるのは無意味であることが確認されたのだった。

境界線3がその妥当性を失ったのは「引用」を誤ったから、すなわち先行するものとの関係づけを誤ったからである。というのも、進行中の伐採活動は、先行するもの、具体的には、活動が前提にする複数の地図をフレームにする。境界線2の引かれた地図（写真2、3参照）は、対象地域を25に細分する区画のひとつを表象する。その表象が正当であるのも、25の区画を定めるために製作された地図の内部に描かれた線を、自らの枠線にしているからである（写真2、図1参照）。先行する地図の内部の線を自らの枠線と引き受けることで、線2の描かれた地図は、それが表象する空間をY社の承認する2つの内部機構が伐出活動をする場として規定できる。なぜなら先行する地図においてその空間は、Y社が伐出活動を進める場として規定されているからである。ではBB川流域を内的に25区画に分ける地図の枠線は何を根拠しているのか。それがⅡ章3節で言及した地区A内の領土調整で製作された地図の内部に描かれたゾーニングの線である。BB川流域はひとつ

の開発単位で、3種類の用地に分割される場として定められている。そこは木材伐出と耕作が混在しない空間となる。この地図の枠線は、特別区の地区Aの境界線であり、特別区法以降の国家行政区分地図の内部に記される線を枠線にしている。

このように境界線2の描かれた地図は、別の計画（開発計画／立法）で製作された地図を幾重にも前提する。後続の地図は、先行の地図に記された線を枠線とすることで、先行の地図に記された情報をそれが表象する空間のフレームとして引き受けている。境界線2.1は、それらを引き継いでいる境界線2を実際の空間に転写している。それに対して、境界線3は境界線2が引かれたのちにはじめて境界線として存在するようになったもので、日常的経験に基づくが、先行する地図やフレームとの接点を持たない。境界線3を引くという主張は、先行するものによる区画の設定は日常的経験に基づけば不適切であるという、計画の基礎に対する批判のようにも思われる。ところが、それは活動の再編を導くことはない。つまりエンベラは、彼らが精通する森での日常的経験を拠り所に伐出活動を問題化できない状況にある。

実のところ、各年の伐採活動は環境省と1人の森林工学者の権威に裏打ちされているだけだが、全体計画はその立案に助力した国際環境NGOやそれらに出資する国際開発機構の権威に裏打ちされ、BB川流域で展開されるその全体計画は、BB川流域をひとつの開発事業単位にしたゾーニング活動に助力した政府諸機構や国際開発機構の権威にも裏打ちされている。これら多くの権威を前提に成立している境界線2に対して、境界線3の根拠は日常的経験だけである。この状況において、自らがこれまで積み重ねてきた経験だけに拠っているエンベラには、どこに線を引くのかを定める能力は割り当てられていない。ここに浮き彫りになるのは、入れ子のように反復される認可の手続きのなかで権威となる知や方針と、それらと対応しない日常知のあいだの非対称性である。

4. 「はめる」装置としての「地図」

地図がもたらすフレームの作用が及ぶのは、計画に関わる活動にとどまらない。活動計画の対象となる空間内部そのものに、その作用は及ぶ。その内部空間には、フレームの定めるところから外れる活動は踏み入ることができないようになっている。

C村では、2017年の伐採時に、耕作用地の境界を越えたところにある森を農地に変える人物がいた。Y社執行部やC村の村長はその人物に警告しつつ、侵害行為の責任は彼自身のみにあるとみなした。つまりEFC活動主体であるコミュニティの外部に位置づけたのである。従来エンベラのもとでは、誰でも森を耕地に変えることができると考えられてきた(Kane 1986)。ところが今では、フレームの外にある活動がその内部の空間に入ると、経験に基づく森林利用であっても罰せられるべき不当なものとなる。

自らが定める活動のみが内部の空間に入るのを許容するフレームの作用は、同じようにY社に対立していたD村とB村の2015年以降の対照的な位置づけにも明らかである。ここまで見てきたように、D村のY社に対する関係は内的対立となったが、それは領土の境界線が境界線1から境界線2へ変わることで、地図のなかに引かれるようになったからである。B村の立場は対照的である。B村の村長をはじめ、Y社から完全に独立した伐採活動の組織化を希望する声はB村では頻繁に聞かれる。しかしその実現は極めて困難であり、それを実現する動きは見られない。B村が利用せんとする場も当然ながらY社の全体計画の一部に組み込まれている。つまりY社の活動がある限り、それから独立した伐出活動を行うことはできない。例えば2017年にB村周辺で起きた森林火災の跡地に残った木材を搬出する許可を受けようとB村は独自に環境省を訪れたが、Y社の協力を待たざるを得なかったのである。

C村のある人物の土地利用やB村独自の伐採は、その活動を担わんとする主体の知らないうちに、Y社の活動する空間でできることの外に定位置され、その空間のなかに入り込むことができないようになっている。つまりエ

ンベラにとって、新奇なものが展開する空間は、自分たちのなしてきたことができなくなる場として立ち現れている。

VI 結論に代えて

本論ではエンベラによる森林伐採事業がいかなる能力の配分を生んでいるのかという問いを、地図の働きに注目して考察してきた。その働きによってつくられているのが、新奇なものと在来のものとの非対称関係、すなわち、前者がもたらすフレームの作用によって、後者に属する活動が実行不可能になることも含めた変化に導かれる一方で、後者に基づく判断や方針は前者を変化に導くことはできないという非対称性である。

ただしこの非対称性は、もともと地図やそれを一部に組み込む開発計画、あるいはその前提にある権利の承認に埋め込まれている形式的な非対称性ゆえに生じている。認可や承認とは、主体と客体の非対称な関係性から生じるからである。認可は申請を前提にするが、そのとき申請する主体は、認可の主体が定めるフレームの内部に入り、認可の客体になるようにふるまわなければならない。当然ながら、申請の主体には認可方針を決める能力はない。地図はこの非対称性を生む形式を備える装置であり、その関係を具体的水準にまで落とし込む。

森林から木材を伐出する能力を付与するエンパワーメントの活動から同時に生まれているのが、森での日常的経験が無力化されるディスパワーメントの状況である。新奇なものがフレームとなるその内部では、経験的に培われた森の利用も、経験的な方向感覚を活動の根拠とすることも、不可能である。それは、新奇なものからというより、自分たちがこれまでに積み重ねてきた経験からさえも疎外される状況である。

このように、森林伐採事業がもたらす状況のエンベラの経験は、地図によって増幅され具体的実践にまで及ぶ、エンパワーメントのための認可や承認に本来の、非対称性を浮き彫りにしている。

* [謝辞] 本稿の執筆にあたっては、科学研究費助成事業から助成を受けている（課題番号：15K16903）。また2名の査読者には、さまざまな点での確かな指摘をいただいた。記して感謝申し上げます。

註

- 1) チャピンヤストックスらは、E-W 特別区周辺の地図を、住民参加の方法によって製作している。この活動は1993年に行われており、土地に対する権利を主張するためのものではないが、その時に製作された地図は現在でもE-W特別区の住人が所持している。
- 2) Ley No. 22 De 8 De Noviembre 1983 (por la cual se crea la Comarca Emberá de Darién)。
- 3) PRODEI ホームページより (2015.04.24 最終閲覧)。http://www.impulsopanama.gob.pa/proyectos-aprobados-prodei.html
- 4) パナマでは、森林に用途に応じて3つの法的カテゴリーが設けられている。生産林 (producción)、保護林 (protección)、保全林 (especiales) である。このうち、生産性が維持されるかたちでの伐採による経済的利用が可能になるのは、生産林に限られる。保護林は、生態学的なつながりを「調整し保護するための役割を果たす」場で、保全林は「科学、教育、歴史、観光のいずれかの面において重要な場、ならびに社会的関心や公的有用性のある場所を保全する」ための場である。
- 5) 地図はただ2枚の大判の地図が事務所にあるだけで、デジタルデータ等も執行部は管理していなかった。
- 6) 筆者によるインタビュー。2015年8月。E-W特別区内集落。

参考文献

- ベイトソン, G. 2000. 『精神の生態学』佐藤良明 (訳), 新思索社。
- インゴルド, T. 2015. 『線の文化史』工藤 晋 (訳), 左右社。
- Agrawal, Arun. 2005. *Environmentality: Technologies of Government and the Making of Subjects* (Durham: Duke University Press).
- ANAM (Autoridad Nacional de Ambiente). 2008. *Plan Nacional de Desarrollo Forestal* (Panamá: Panamá).
- Antinori, Camille and David Barton Bray. 2005. "Community Forest Enterprises as Entrepreneurial Firms: Economic and Institutional Perspectives from Mexico," *World Development*, 33 (9), pp. 1529–1543.
- Berkes, Firet and Tikaram Adhikari. 2006. "Development and Conservation: Indigenous

- Business and the UNDP Equator Initiative,” *International Journal of Entrepreneurship and Small Business*, 3 (6), pp. 671–690.
- Beuf, Alice. 2017. “El concepto de territorio: de las ambigüedades semánticas a las tensiones sociales y políticas,” in Beuf, Alice y Patricia Rincón Avellaneda (eds.), *Ordenar los territorios: Perspectivas críticas desde América Latina* (Bogotá: Edition Uni.Andes), pp. 3–21.
- Cepek, Michael L. 2011. “Foucault in the Forest: Questioning Environmentality in Amazonia,” *American Ethnologists*, 38 (3), pp. 501–515.
- Chapin, Mac, Zachary Lamb and Bill Threlkeld. 2005. “Mapping Indigenous Land,” *Annual Review of Anthropology*, 34, pp. 619–638.
- Chaves, Margarita. 2010. “Normative Views, Strategic Views: The Geopolitical Maps in the Territorialities of Putumayo,” in Hutchins, Franklin and Patrick. C. Wilson (eds.) *Editing Eden: A Reconsideration of Identity, Politics, and Place in Amazonia*, (Lincoln: University of Nebraska Press), pp. 191–217.
- Davis, Shelton. 2002. “Indigenous People, Poverty and Participatory Development: The Experience of the World Bank in Latin America,” in Sider, Rachel (ed.), *Multiculturalism in Latin America: Indigenous rights, diversity and democracy* (Basingstoke: Palgrave Macmillan), pp. 227–251.
- García Hierro, Pedro and Alexandre Surrallés. 2005. “Introduction,” in Surrallés, Alexandre and Pedro García Hierro (eds.), *The land within: Indigenous territory and the perception of environment* (Copenhagen: IWGIA), pp. 8–20.
- Kane, Stephanie. 1986. “Embera village formation: The politics and magic of everyday life in the Darien forest,” Ph.D dissertation, University of Texas.
- Killick, Erik. 2008. “Creating Community: Land titling, Education, and Settlement Formation Among the Ashéninka of Peruvian Amazonia,” *Journal of Latin American and Caribbean Anthropology*. 13 (1), 22–47.
- Kitchen, Rob, Chris Perkins and Martin Dodge 2009 “Thinking about Maps,” in Dodge, Martin, Rob Kitchin and Chris Perkins (eds.) *Rethinking Maps: New frontiers in cartographic theory* (London: Routledge), pp. 3–25.
- ITTO (International Tropical Timber Organization). 2007. *Empresas Forestales Comunitarias en Países Forestales Tropicales: Situación Actual y en Potencia*. (<https://rightsandresources.org/wp-content/exported-pdf/cfeesp62207final.pdf>. 2017年12月12日最終閲覧).
- Larson, Anne, Peter Cronkleton, Deborah Barry and Pablo Pacheco. 2008. *Tenure Rights and Beyond: Community Access to Forest Resources in Latin America*. (Bogor: Cen-

- ter for International Forestry Research).
- Merino Pérez, Leticia and y Gerardo Segura-Warnholtz. 2007. "Las políticas forestales y de conservación y sus impactos en las comunidades forestales en México," en Bray, David barto, Leticia Merino Pérez, y Deborah Barry (com.) *Los bosques comunitarios de México. Manejo sustentable de paisajes forestales*. (México: Consejo civil mexicano para la silvicultura sostenible), pp. 21–49.
- Peredo, Ana María, Robert Anderson, Craig Galbraith, Benson Honig and Leo Paul Dana. 2004. "Towards a Theory of Indigenous Entrepreneurship," *International Journal of Entrepreneurship and Small Business*, 1 (1–2), pp. 1–19.
- Rocheleau, Dianna. 2005. "Map as Power Tools: Locating communities in Space or Situating People an Ecologies in Place?" in Brosius, Peter, Anna Lowenhaupt Tsing and Charles Zerner (eds.), *Communities and conservation: Histories and politics of community-based natural resource management*. (Walnut Creek: Altamira Press), pp. 327–361.
- Sundberg, Juanita. 2003. "Conservation and Democratization: Constituting Citizenship in the Maya Biosphere Reserve, Guatemala," *Political Geography*, pp. 715–740.

〈Resumen〉

El mapa que funciona como el marco: la experiencia de lo nuevo entre los Emberá en Panamá

Hiroshi KONDO

Este artículo discute un aspecto sobre la vida contemporánea de los pueblos indígenas de América Latina, refiriéndome particularmente a una actividad empresarial de aprovechamiento de madera organizada por los Emberá en Panamá, y en la cual los mapas propios son indispensables. El objetivo del artículo es describir la situación de lo posible en la vida contemporánea de los Emberá, que se genera por el ejercicio del poder de los mapas.

La elaboración de mapas sobre los territorios de pueblos indígenas se ha realizado en contextos por la lucha y protección de sus derechos territoriales. Visibilizando las zonas en que ellos se reconocen, los mapas juegan un papel definitivo para reconocerlos y socializarlos. Sin embargo, de acuerdo con la naturaleza del mapa como instrumento representativo, después de su elaboración, este puede aprovecharse en otros contextos sociales y abrir posibilidades de intervención por parte de diversos sectores en el espacio físico que se representa ahí. Este es el caso de la actividad empresarial realizada por los Emberá. Casi 20 años después del reconocimiento de derecho territorial que permitió el establecimiento de la Comarca Emberá-Wounaan y de la elaboración posterior de su mapa, empezó la actividad empresarial de un plazo de 25 años, con apoyo de una ONG y con autorización gubernamental.

Aunque el aprovechamiento de madera por los Emberá se realiza en el bosque primario en su territorio, se reconoce como una actividad sostenible que sigue una serie de requerimientos definidos por una organización gubernamental asignada para tal fin. Sólo un plan general que cumpla con los rigurosos requisitos puede recibir autorización para el desarrollo de tal actividad. Además de la autorización del plan general, se debe solicitar una autorización del plan anual del aprovechamiento, cuyo espacio también ha sido predefinido en el primero. Ambos planes, que se entregan a la entidad gubernamental, incluyen sus propios mapas que identifican los espacios donde se realiza la actividad planificada, según una serie de regulaciones que no necesariamente están en concordancia a las lógicas nativas.

Revisando el papel que desempeñan los mapas en la actividad empresarial, describo las situaciones generadas dentro y fuera de la actividad extractiva. Para analizar la función del mapa respecto al poder, tomo como referencia los argumentos críticos elaborados por Bateson, Ingold, Rocheleau y Kitchin, Perkins y Dodge sobre los mapas. Según sus argumentos, el mapa consiste en dos clases de líneas que asumen una función lógica distinta. Una representa ciertos caracteres de un espacio real. La otra delimita la primera como a modo de marco. Esto es lo más característico del mapa ya que tiene un marco que funciona implícitamente como un aparato para ubicar un espacio real en el marco de ciertos contextos, ideas, políticas, etc. En otras palabras, los mapas pueden funcionar como una demarcación de posibilidades en unos espacios físicos.

Desde este punto de vista, describo cómo no sólo la actividad misma sino otras formas de uso territorial terminan siendo delimitadas por el marco de los mapas. Este efecto del marco genera una situación en la que el uso territorial propio de lo indígena aparece impropio. El mapa general divide unas zonas según los tipos de uso, cada uno de los cuales son exclusivos entre sí.

Y el mapa anual define una zona para un uso exclusivo de aprovechamiento, que se considera al oponerse lógicamente el uso agrícola en el marco de la actividad empresarial, aunque ambos usos han sido espacialmente compatibles en la vida tradicional.

Los Emberá tampoco pueden tomar la decisión según su propia orientación que se ha establecido por la experiencia cotidiana, ya que el mapa introduce otra orientación que dirige sus movimientos en el espacio y la división de estos. De esta manera, a pesar de vivir en el territorio tradicional, los Emberá están alienado su propia forma de la vida, que no está en correspondencia con la que se define dentro del marco. Paradójicamente, la actividad sostenible que puede contribuir a un empoderamiento indígena causa, a su vez, una situación de desapoderamiento para ellos.